

第1回我孫子市介護保険市民会議

令和4年10月6日（木）

於 我孫子市役所議会棟

・第1委員会室

・日 時 令和4年10月6日(木) 午後1時00分から午後2時35分まで

・会 場 我孫子市役所議会棟・第1委員会室

・出席者

(委員) ・井上委員・小野委員・坂巻委員・佐藤委員
・鈴木委員・田中(さ)委員・田中(律)委員
・寺岡委員・前山委員・薮下委員・渡邊委員

・欠席者 ・忽滑谷委員・藤原委員

・事務局(市)

健康福祉部

三澤部長

高齢者支援課

中光課長・加藤主幹・長島主幹・三井補佐・小池係長・茅野係長
松本係長・千歳係長・金澤主任主事

社会福祉課

阿部次長

国保年金課

本庄課長

健康づくり支援課

村田課長補佐

障害者支援課

小池課長

我孫子北地区なんでも相談室

宮崎室長

我孫子南地区なんでも相談室

荒川室長

天王台地区なんでも相談室

大野室長

湖北・湖北台地区なんでも相談室

星室長

布佐・新木地区なんでも相談室

岡安室長

・傍聴者 1名

午後1時00分 開会

1 開 会

○加藤主幹 それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第1回我孫子市介護保険市民会議に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまより第1回我孫子市介護保険市民会議を開催させていただきます。

本日は、会長・副会長の選出まで事務局にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、会議次第に従って議事を進めてまいります。

なお、本日は藤原委員と忽滑谷委員の2名から欠席の連絡がありましたので、11名での開催になります。よろしくお願いいたします。

資料確認

○加藤主幹 初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

先日、第1回我孫子市介護保険市民会議資料として郵送させていただきましたのは、資料1「我孫子市介護保険市民会議の関係条文等」、資料2「我孫子市総人口及び高齢人口の推移」、資料3「介護保険事業介護給付費の推移」、資料4「市内高齢者なんでも相談室の相談内容別集計」、資料5「介護予防健康づくり施策の充実・推進 令和3年度報告」、資料6「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画策定スケジュール（案）」、資料7「第9期介護保険事業計画策定に伴うアンケート（案）」、資料8「指定地域密着型サービス事業における事業所の指定等」、以上の8点になります。また、本日机上に配付させていただきました資料は、会議次第、委員名簿、座席表、「介護保険事業保険給付費の推移（差し替え分）」、「高齢者なんでも相談室について」、「令和5年～6年度整備 我孫子市特別養護老人ホーム整備運営事業者募集選考結果」、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 調査票（追加分）」、「みんなのあんしん介護保険」、「我孫子市介護サービス事業者マップ」、「これまでの私とこれからの私へ～あびこ人生アルバム」、以上になります。また、新しく委員になられた皆様には、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉

計画、我孫子市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画策定業務にかかるアンケート調査報告書を配付させていただきます。お手元に資料はおそろいでしょうか。

それでは、次に会議の公開について御報告いたします。

本市民会議は我孫子市情報公開条例第22条の規定により会議は公開となります。本日は1名の方が傍聴を希望されています。傍聴人の方には会議の議題について発言の機会が設けられております。発言者は5名以内とし、発言は1人1回で3分以内となります。傍聴人の発言は、議事終了後、議長の許可により行うことといたします。

同じく、我孫子市審議会等会議の公開に関する規則の中で、会議録の策定及び公表というものがございます。本日の会議については、会議録を所管課及び行政資料室において1年間閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するとされておりますので、こちらの会議においても同様の取扱いとさせていただきます。

2 委嘱状交付

○加藤主幹 続いて、次第2「委嘱状交付」です。本市民会議は、我孫子市介護保険条例第23条に基づき設置され、市長が任命する委員13名以内で組織されます。委嘱状については、市長から委員の皆様へ直接お渡しすべきところではありますが、時間の関係上、机上に配付させていただきましたので御了承いただきたいと思います。

3 市長挨拶

○加藤主幹 続いて、次第3「市長挨拶」です。本日の介護保険市民会議は第9期介護保険事業計画に向けて第1回目の会議となりますので、委員の皆様へ星野市長から御挨拶申し上げます。星野市長、よろしくお願いいたします。

○星野市長 皆さん、こんにちは。星野でございます。最近はコロナの関係で、こうやってつい立てをしておりますので、座ったままで御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

皆様方には今期の介護保険市民会議委員を快くお引き受けいただき、本当にありがとうございます。介護保険制度も大分長くなりまして、もう22年。我孫子市の場合は、介護保険制度が始まる1年前から厚労省のモデル事業としてスタートしておりますので、23

年がたつという状況です。私自身も市長に就任する前は皆さんと同じくそちら側に座っていたので、非常に懐かしい限りでございますけれども、何とか順調に我孫子市の介護保険制度もスタートして波に乗っているかなという感があります。

ただ、当時の状況と大きく変わっているのが我孫子市の高齢化の状況でございます。今現在、我孫子市の場合は国のペースを上回る勢いで高齢化が進んでいまして、65歳以上の高齢者は、この9月末で4万人を超えて4万666人、高齢化率が30.9%、東葛の中では野田と並ぶぐらいの高齢化率という状態になっています。75歳以上の高齢者については2万3,060人という状況で、高齢者も非常に数が増えているという状況でございます。介護保険制度がスタートした時点では、介護認定者数も1,600人ほどだったものが、今は約7,000人という状況になっていて、認定者数も4倍を超えるという状況になってまいりました。

そういう状況の中で、この市民会議も、介護保険事業の安定的な運営を図りながらも、高齢者本人や御家族が、この住み慣れた地域で長く住み続けられるように、そして安心して住み続けられるようにという形で3年ごとの毎回の介護保険計画をつくっております。今現在は第8期の介護保険計画を進めているところでございますけれども、今期についても特別養護老人ホームを1つ作る予定でありましたが、残念ながら1年遅れてしまいましたけれども、何とか今年度は特養ホームについては1つ建設が決まったという状況でございます。そして令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画を策定し、第10期高齢者保健福祉計画の策定を行っていくところでございます。

今年度については、まず計画策定に向けたアンケート調査を実施いたします。今回の調査については、まずは高齢者を対象としたニーズ調査、そして実態調査を行うとともに、世間でも随分言われています介護人材の確保のために、介護の現場に関わる職員の皆さんにも御協力いただいて調査をしながら、介護人材の実態把握をしていこうと予定しているところでございます。

また、市内6か所に高齢者なんでも相談室を設置しているところでありますけれども、元気な高齢者の方には担い手となっていただきながら、地域の力で支え合うという仕組みづくりも推進していきたいなというふうに考えているところでございます。

また、国においても令和6年度から介護保険制度の改正に向けて様々な議論が行われるというふうにお伺いしておりますので、これに合わせながら我孫子での介護保険制度をしっかりとしたものにしていくために、そしてまた介護現場の声と介護制度を使う利用者

の皆様方、特に高齢者や家族の声を聞きながら、高齢者施策を進めていければと思っております。

また併せて、次期の保険料についても議論をいただくことになっていきますので、皆様方には様々な視点から忌憚のない御意見を頂戴しながら、我孫子市の介護保険制度が安定的な運営ができるように、そしてまた市民ニーズに合った介護保険制度をつくれますように、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤主幹 ありがとうございます。

4 委員・事務局紹介

○加藤主幹 続きまして、次第4「委員・事務局紹介」となります。

初めに、委員の皆様を御紹介させていただきます。お名前を及びしましたら、自己紹介をお願いいたします。

菽下敏委員。

○菽下委員

○加藤主幹 坂巻弘一委員。

○坂巻委員

○加藤主幹 田中さな江委員。

○田中（さ）委員 田中です。よろしく申し上げます。相談員をやったり、現場で働いていますので、いろいろ勉強したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○加藤主幹 田中信子委員。

○田中（信）委員 田中信子と申します。よろしく申し上げます。今年の3月まで介護福祉業界でお仕事をさせていただきまして、退職させていただいたということで、地元の我孫子市でこういった委員に選ばれて本当に光栄と思っております。よろしく申し上げます。

○加藤主幹 寺岡加代委員。

○寺岡委員 前回に引き続き、また9期も参加の機会を与您いただきましてありがとうございます。皆さんと忌憚のない意見を交わせる場にしていけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○加藤主幹 佐藤昭宏委員。

○佐藤委員 皆さん、こんにちは。医師会の佐藤です。前回に引き続き今回もまたやらせていただくことになりました。皆さんと一緒に介護保険の在り方についてよりよい意見が出し合えればいいかなと思っています。これからもよろしくお願いします。

○加藤主幹 前山宏光委員。

○前山委員 歯科医師会から来ました前山といいます。歯科医師会では在宅介護を担当しているのですが、お口の健康というのは全身の健康に直結していますし、高齢者の方、特に介護が必要な方にとって摂食嚥下、安全に食べる、安全に飲み込むということが本当に重要なポイントだと思うので、歯科医師としてお役に立てればと思います。よろしくお願ひします。

○加藤主幹 小野武弘委員。

○小野委員 薬剤師会の小野と申します。よろしくお願ひいたします。今回初めて委員にさせていただいておりますので、勉強させていただきながら、いろいろな意見を述べさせていただければなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○加藤主幹 渡邊慎委員。

○渡邊委員 特別養護老人ホーム久遠苑の渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。前回に引き続きの委員になります。微力ながらお手伝いできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○加藤主幹 井上稔委員。

○井上委員 特別養護老人ホームけやきの里の井上稔と申します。本日は初めての参加になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤主幹 鈴木寿幸委員。

○鈴木委員 我孫子市社会福祉協議会の会長をしております鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

○加藤主幹 なお、本日、藤原昌樹委員及び忽滑谷和孝委員につきましては所要のため欠席となっております。

続いて、事務局職員を御紹介いたします。

まず健康福祉部長の三澤でございます。

○三澤部長 三澤と申します。よろしくお願ひいたします。

○加藤主幹 健康福祉部参事高齢者支援課長の中光でございます。

○中光参事 中光と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 加藤主幹 高齢者支援課主幹なんでも相談室長の長島でございます。
- 長島主幹 長島と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課課長補佐の三井でございます。
- 三井課長補佐 三井と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課介護認定調査係係長の小池でございます。
- 小池係長 小池と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課介護保険係係長の茅野でございます。
- 茅野係長 茅野と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課相談係係長の松本でございます。
- 松本係長 松本と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課健康推進係係長の千歳でございます。
- 千歳係長 千歳と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 高齢者支援課介護保険係の加藤でございます。
- 金澤主任主事 金澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 健康福祉部次長社会福祉課長の阿部でございます。
- 阿部次長 社会福祉課長の阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 国保年金課長の本庄でございます。
- 本庄課長 国保年金課長の本庄と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 健康づくり支援課課長補佐の村田でございます。
- 村田課長補佐 村田と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 障害者支援課長の小池でございます。
- 小池課長 障害者支援課の小池です。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 我孫子北地区なんでも相談室長の宮崎でございます。
- 宮崎室長 宮崎です。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 我孫子南地区なんでも相談室長の荒川でございます。
- 荒川室長 荒川と申します。よろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 天王台地区なんでも相談室長の犬野でございます。
- 犬野室長 犬野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 加藤主幹 湖北・湖北台地区なんでも相談室長の星でございます。
- 星室長 星と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤主幹 布佐・新木地区なんでも相談室長の岡安でございます。

○岡安室長 岡安と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤主幹 最後に私、高齢者支援課介護保険室長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

5 介護保険市民会議の役割について

○加藤主幹 続きまして、次第5「介護保険市民会議の役割について」です。事務局の茅野より御説明いたします。

○茅野係長 介護保険市民会議の役割につきまして、介護保険係の茅野から説明させていただきます。事前配付資料1「我孫子市介護保険市民会議の関係条文等」を御覧ください。お手持ちの計画書では4ページ目の「4 計画期間」「5 計画策定の体制」が該当箇所となります。

我孫子市介護保険市民会議の設置につきましては、我孫子は介護保険条例第23条「介護保険に関する施策がこの条例の基本理念にのっとり、市民の意見を十分に反映し、円滑かつ適正に行われることに資するため我孫子市介護保険市民会議を置く」と規定されております。

次に、所掌事務につきましては、第24条1項「介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項」、2項「前項に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の進行管理その他介護保険に係る施策に関する事項」と規定されております。

介護保険法第117条第1項につきましては、4ページ目の※1にありますように、「市町村は、基本指針に則して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの」と規定されております。介護保険に関する施策とは、2ページ目の我孫子市介護保険条例施行規則第36条の2の(1)、我孫子市では「高齢者なんでも相談室」と呼んでおりますが、地域包括支援センターに関すること、(2)地域密着型サービス事業に関すること、(3)介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等に関することと規定されています。

市民会議では、これらにつきまして、特に介護保険事業計画について、令和3年度から令和5年度が計画期間である現行の第8期介護保険事業計画の進行管理、令和6年度から

令和8年度が計画期間である次期第9期介護保険事業計画の策定及び進行管理の御審議をいただくのが主な役割となります。

組織や任期につきましては、1ページ目の我孫子市介護保険条例施行規則第36条を御覧ください。市民会議委員につきましては、(1)市民4人、(2)学識経験を有する者3人、(3)保健・医療に従事する者3人、(4)介護サービスに関する事業に従事する者3人で、市長が任命する委員13人以内で組織されています。委員の任期は3年となり、委嘱状にもありますとおり、今期は令和4年8月1日から令和7年7月31日の3年間となります。また、委員報酬といたしまして1回3,500円が支払われます。

会議の公開につきましては、3ページ目、第9条の我孫子市審議会等会議の公開に関する規則に基づき行われます。会議は原則公開となり、会議終了後の会議録についても公開することとなっておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。以上となります。

6 会長・副会長の選出について

○加藤主幹 続きまして、次第6、会長・副会長の選出についてです。

我孫子市介護保険条例施行規則第38条の2項において「会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める」とされております。委員の皆様から自薦、他薦ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 もし皆様に異存がなければ事務局に委任したいと思います。いかがでしょうか。

○加藤主幹 佐藤委員から事務局に一任でというお話がありましたが、よろしいでしょうか。

事務局といたしましては、会長に寺岡委員を、副会長に鈴木委員をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(拍手)

○加藤主幹 ありがとうございます。本市民会議は会長に寺岡委員、副会長に鈴木委員を選出しました。

それでは、寺岡委員、鈴木委員、前方の会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

[寺岡委員、鈴木委員、それぞれ会長席、副会長席に着く]

○加藤主幹　ここで新しく会長に選任されました寺岡委員、副会長に選任されました鈴木委員から一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○寺岡会長　改めまして寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほども申し上げましたように、前期に引き続きの参加でございます。市長からもお話のありましたように、2024年の改正に向けて検討が始まっているところでございます。多分皆様もいろいろな情報をお持ちで、かなり厳しい内容になりそうだと聞いておりますが、その中でも特に地域支援事業ですとか、そのあたりは我孫子市の独自性を出せる場面もたくさんあると思います。そういうところに、この市民会議として皆様の御意見が自由に発信できて施策に資する会議になっていけばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木副会長　社会福祉協議会の鈴木でございます。事務局の推薦により副会長を務めさせていただきます。できるかどうか分かりませんが、会長を補佐して頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○加藤主幹　ありがとうございます。

大変申し訳ございませんが、市長におかれては他の公務の予定がございますので、ここで退席とさせていただきます。

〔市長退席〕

○加藤主幹　では、我孫子市介護保険条例施行規則第39条により、会長が市民会議の議長となる旨、定められておりますので、これ以降の議事進行は寺岡会長にお願いいたします。寺岡会長、よろしくお願いします。

○寺岡会長　では、皆様の御協力の下、議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、事務局からこの市民会議の役割に関し説明がありましたが、次期の介護保険事業計画の策定という重大な任務を担っておりますので、皆様の忌憚のない御意見を頂きながら、よりよい計画策定を行っていきたくと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(1) 我孫子市の介護保険の現状

- ①高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数について
- ②介護保険給付の推移について
- ③高齢者なんでも相談室について
- ④介護予防・健康づくりの施策の充実・推進
- ⑤施設整備の推進について

○寺岡会長 それでは、本日の議題に入ります。

まず議題（1）です。「我孫子市の介護保険の現状」について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小池係長 それでは、議題（1）「我孫子市の介護保険の現状」の①「高齢者人口及び要介護（要支援）認定者数について」、介護認定調査係の小池より御説明いたします。

お手元の資料2を御覧ください。また、第8期介護保険事業計画書では8ページ「第2章 高齢者を取り巻く状況」、18ページ「第3章 高齢者の将来推計」が関連するところとなります。資料2につきましては、平成30年から令和3年度までの我孫子市の総人口及び高齢人口の推移、要介護認定者数の統計表となっております。人口については各年4月1日時点、認定率については各年度末の数値となっております。

まず我孫子市の人口についてです。枠外に直近の状況を記載しておりますが、令和4年9月1日時点での我孫子市の総人口は13万1,093人、うち65歳以上の高齢人口は4万478人、高齢化率は30.8%となっております。総人口及び65歳から74歳までの前期高齢者人口の減少に対し、75歳以上の後期高齢者人口の増加傾向が続いており、この傾向は令和7年度にはさらに顕著となる見込みとなっております。

次に、要介護（要支援）認定者数について御説明いたします。こちらは平成30年度から令和3年度までの実績となります。認定区分は要支援1から要介護5の7段階で分けられますが、令和3年度の実績では、65歳以上の第1号被保険者の認定者数は6,671人、令和3年度末の認定率は16.31%となっており、認定者数、認定率ともに年々増加しております。また、認定者のうち約8割の方が実際に介護保険サービスを利用されております。直近、令和4年9月末時点では、認定者数6,987人のうち5,663人の方が介護保険サービスを利用されています。

国、県との比較をしますと、高齢化率、後期高齢化率については、いずれも我孫子市は

国、県よりも高くなっておりますが、認定率については国、県よりも低くなっているという状況となっております。

御説明は以上となります。

○茅野係長 続きまして、介護保険給付費の推移につきまして、介護保険係の茅野から説明をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、本日配付させていただきました資料3、A3のサイズで折ってあるものが該当資料になります。そちらを御覧いただきますようお願いいたします。なお、計画書では91ページ「第8章 介護保険事業の見込み」が該当箇所となります。

この表につきましては、介護保険サービスにおける介護給付費の推移となります。給付費とは、介護認定を受けた方が、介護サービス費用のうち本人負担分を除いた額となります。この表では、平成31年度（令和元年）から令和3年度での各サービスの計画値と実績値、計画値に対する実績値の割合、対前年度比を千円単位でまとめたものとなります。

一番下の55行目、給付合計額とございますが、こちらが総額になります。平成31年度実績は89億8,000万円、令和2年度実績は93億8,000万円、令和3年度実績値は96億3,000万円と毎年3%~4%程度増加しております。国によりますと、給付費増加の傾向につきましては、令和22年度（2040年）まで続くと推計されております。

個別の給付費の中でちょっと気づいた点がございまして、15行目の地域密着型サービス、44行目の地域密着型介護予防サービスでは、若干ですが減少傾向が見られます。地域密着型サービスというのは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供できるサービスになりますが、地域密着型サービスは一律に減少しているわけではないのですが、今後の地域密着型の在り方につきましては検討が必要ではないかと考えております。以上です。

○松本係長 続いて、③の高齢者なんでも相談室について、相談係の松本から説明いたします。

計画書では34ページ、35ページ、82ページが該当箇所になっておりますが、本日は配付資料の「市内高齢者なんでも相談室の相談内容別集計」を御覧ください。

市では、高齢者支援課直営の我孫子市高齢者なんでも相談室のほか、社会福祉法人に委託し、市内5か所に高齢者なんでも相談室を開室しています。資料は市内全ての相談室で

対応した過去3年間の相談対応延べ件数の合計を内容別に示したものです。

一番下の行、相談対応件数の合計を見ていただくと、平成31年度が2万4,210件、令和3年度が3万1,474件と1.3倍に増加しております。今年度については、8月までで1万3,424件の相談が寄せられていることから、年間ではおよそ3万2,000件～3万3,000件となる見込みで、今後も相談対応件数は増加していくことが予想されます。

相談対応件数の増加理由は、高齢者の数が増えたこと、後期高齢者の数が増えたことで相談ニーズが高まったこと、なんでも相談室の認知度が高まったこと、深刻なケースが増加し1つのケースに対する相談支援回数が増加したことなど、様々な要因が重なっているものと考えております。内容別では、最も増加率が高い項目が虐待で、平成31年度には301件、令和3年度は1,126件と3.74倍に増加しています。虐待対応件数の増加の原因は、新型コロナウイルス感染症も要因の一つと考えられますが、虐待に関する通報が増加したこと、通報に対して虐待の可能性が高いと判断して対応したケースが増加したことなどが影響していると考えております。

次に、本日本配りした追加資料の「高齢者なんでも相談室について」を御覧ください。

高齢者なんでも相談室では、高齢者だけではなく高齢者を介護している家族からの相談に応じているほか、家族介護者への支援として家族介護教室を定期的を開催しています。また、高齢者に関わる様々な関係機関や地域住民と連携しながら、高齢者や家族個別の問題や高齢者を支える地域課題について話し合う地域包括ケア会議を随時開催しています。計画書では、家族介護教室については85ページ、地域包括ケア会議については82ページに掲載されております。

まず家族介護教室の実施状況は、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を制限したことから実施回数が少なくなっておりますが、令和3年度以降はオンライン参加を可能とした企画を行うなど、少しずつ開催できるようになりました。内容は、健康や運動、認知症のこと、終活など多岐にわたりますが、新しい取組としてZoomやスマートフォンの使い方講座を実施しております。この取組を行うことで、高齢者がインターネットを積極的に活用し、家族や友人とのコミュニケーションの機会を増やすことや必要な情報を取得できることを目指しております。

次に、地域包括ケア会議の実施状況については、家族介護教室と同じく令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実施回数が減っていましたが、令和3年度以降、開催回数が増

えてきました。「買い物をする場所が遠い」とか「ごみ出しに困っている」、「認知症の高齢者が地域で暮らし続けるには」など様々な個別の課題がありますが、どれも多くの高齢者に共通する課題でもあります。対策について検討した結果、移動スーパーやごみ出し支援という形で仕組み化されることもあり、地域包括ケア会議が活発に行われることが結果的には地域づくりにつながっていくというふうに考えております。以上です。

○千歳係長 続きまして、「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」に関し、主な事業の報告をさせていただきます。健康推進系の千歳と申します。

資料4、資料5を御覧ください。また計画書は48ページ、49ページを御覧ください。

1点目に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業です。この事業は令和3年度より開始いたしました。高齢者の心身の多様な課題（フレイル等）に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、市における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

一体的事業では、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを実施しています。ハイリスクアプローチでは、健康状態不明者を把握し、必要に応じて保健指導・医療の受診勧奨・介護サービス等につなげております。対象者につきましては、令和3年度に77歳～79歳に達する者で、過去2年間に後期高齢者健康診査未受診・医療（医科）未受診・要介護認定未認定に該当する者が対象となっております。こちらは国保データベースシステムから対象者を抽出し、健康状態把握のためのアンケートを段階的に郵送しております。回答状況により医療専門職が必要に応じて提案または訪問指導を実施しております。令和3年度の実績ですが、79歳に関しては発送数が35名、78歳に関しては発送数が45名となっております。77歳については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度に実施予定となっております。最終的に訪問した件数は28件となっております。

次に、ポピュレーションアプローチです。こちらは住民主体の通いの場等に保健師等が出向き、健康教育・相談の実施やアンケート等による個人の健康状態を把握することにより、必要に応じて医療や介護サービスにつなげることを目的としております。対象者は地域の高齢者で、75歳未満の方も参加可能です。実施方法は、通いの場等でフレイルに関する健康教育、希望者への健康相談を実施しております。簡易フレイルチェックやアンケートの活用によりフレイル状態にある高齢者を把握し、必要に応じて保健指導を実施しております。令和3年度の実績は17回、345人でした。

裏を御覧ください。一般介護予防事業に関し、主立ったものを説明させていただきます。

介護予防に向けた取組が主体的に行えるよう、出前講座、きらめきデイサービス等での集団健康教育や講演会にて運動や口腔機能の向上、低栄養予防等、高齢期の健康づくりに関する知識の普及啓発を継続して実施しております。市内3地区（天王台、湖北台、布佐）の公園に設置している運動遊具を利用した遊具うんどう教室を開催し、健康づくりに関する知識の普及啓発を実施しております。

集団健康教育と遊具うんどう教室の実績については、表のとおりとなります。

次に、計画書の49ページ、認知症施策の推進の令和3年度の報告をさせていただきます。

1点目に認知症サポーター養成講座です。こちらは幅広い世代に講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及と認知症の理解の促進を行っております。令和3年度の実績は18回、927人となっています。

認知症に関する知識サービス等の普及・啓発では、「認知症になっても安心して暮らせるまち我孫子」を目指すため、認知症地域支援推進員を中心に認知症に関する知識サービス等の普及・啓発を実施しております。令和3年度は「広報あびこ」10月1日号に認知症特集を掲載しました。内容としましては、市民インタビュー、認知症ケアパスの紹介、認知症相談医療機関、交流・つどいの場、認知症サポーター養成講座の紹介等となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○三井補佐 続きまして、⑤の「施設整備の推進について」、施設整備を担当しております三井より報告させていただきます。

「令和5年～6年度整備 我孫子市特別養護老人ホームを整備運営事業者募集選考結果」について御報告いたします。本日配付された資料の6ページ目を御覧ください。

我孫子市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホームの施設整備を進めるため、8月19日にこの件について選考審査を行いました。応募者は2社ありまして、うち1社は書類不備等による無効となってしまいました。

裏面に審査結果として評価結果表を印刷してあります。ボーダーラインを越えまして、597点という得点で社会福祉法人阜仁会に決まりました。特別養護老人ホームけやきの里の向かいに100床の特別養護老人ホームが新設される予定となっております。開設は令和7年3月の予定となっております。以上です。

○寺岡会長 ②～⑤までの御説明をいただいたと思います。これに関しまして何か御質問

はございますでしょうか。

資料5と資料6の介護予防・健康づくり施策ですとか一般介護予防事業というのは、地域支援事業で我孫子市独自のいろいろな施策ができる部分ですので、地域に戻られましても住民の皆様の意見、情報などを集めていただいたりしながら改善点等がございましたら、またこの会議で御意見を頂けたらと思っております。

御質問はございませんでしょうか。

(2) 第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画の策定について

①計画策定のスケジュール(案)について

②アンケート調査(案)について

○寺岡会長 なければ、次は議題(2)に移らせていただきます。

「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画の策定について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○茅野係長 それでは、「第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画の策定」の「①計画策定のスケジュール(案)」につきまして、介護保険係の茅野が説明させていただきます。

資料につきましては、事前に送付させていただきました資料6、計画書の該当ページにつきましては44ページ、「第6章 高齢者施策のビジョン(将来像)」が該当箇所となります。

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、地域における要介護者等の人数や介護保険サービスの利用意向を踏まえ、サービスの見込み量やそれを確保するための方策、地域支援事業に関する事項を定める計画となります。

高齢者数や第1号被保険者数、要介護等認定者数などにつきまして、これまでの実績を基に推計を行い、今後3年間の介護保険サービスの見込み量や介護給付費、第1号被保険者の保険料額等を設定いたします。

我孫子市の介護保険事業計画は、高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり、高齢者が要支援・要介護の状態にならないようにするための予防施策を充実・強化するとともに、一方で、そのような状態になっても、介護を受け安心して暮らしている地域社会を目指し、住み慣れた地域で安心して暮らせることを誰もが実現できる仕組

みを創造していくことを基本理念としています。

この理念の下、第8期介護保険事業計画（現計画）では、高齢者を取り巻く状況、将来推計、在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査の結果を基に分析を行い、課題を整理し、団塊の世代が75歳を迎える2025年、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据え、6つの基本目標を達成するべく7つの重点施策を位置づけました。また、各施策の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持って行っております。

初めの市長の説明でもありましたように、この計画が市の具体的なサービス提供量を定め、それに基づいて保険料を決定するもので、市民にとって重要なものとなります。私も事務局も委員の皆様の御意見や市民の声を取り入れ、中身のある計画にしていきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

では、計画策定のスケジュールに入らせていただきます。

資料6を御覧ください。これまでの計画は、計画開始年度前年の1年間でアンケート調査と計画策定を行ってきましたが、アンケート調査や計画策定に十分な時間を確保するため、次期の計画——今回からということになりますが、令和4年度後半にアンケート調査、令和5年度に計画策定と2か年にわたり計画策定を行うこととしました。

こちらのスケジュール表になりますと、上段がアンケート調査、こちらが主に令和4年度ということになります。今10月になりますので、調査項目検討、調査表作成となっております。予定としては、11月から12月にかけてアンケート調査を、1か月程度をかけて予定しております。その後、データ分析等を行い、3月に報告書作成に入りたいと思っております。こちらにつきましては、国からアンケート調査分析ツールが令和5年1月頃に提供予定ということになりますので、実際の分析につきましては、それ以降ということになります。

市民会議につきましては、第1回目が10月、本日ということになりますが、アンケート項目やスケジュールの確認。2回目ですけれども、2月と入っております。次回の2回目の市民会議の開催予定日につきましては、現時点ですが、令和5年1月26日（木曜日）を予定しております。

また、令和5年度は計画策定の年度であることから、5回程度の市民会議の開催を予定しております。令和5年度につきましては計画策定ということで、4月から5月ぐらいにかけて現計画が満了となりますので、今回の計画の分析、状況課題の抽出、それを受けた

上で骨子案・章立ての検討、夏頃に国の指針が提示されるかと思っておりますので、それらを含めて計画素案の策定を行ってまいります。年末頃にはパブリックコメントを行い、3月頃に計画書の印刷に入っていければと思っております。市民会議の日程につきましては、令和5年度につきましては5回程度を予定しております。会場確保の都合等もありますので、令和5年度の会議の日程候補日につきましては、次回の令和5年1月26日の市民会議に素案を御提示できればと思っております。

次に、「②アンケート調査（案）について」になります。こちらにつきましては、事前送付資料の資料7からが該当します。

国の指針では、アンケート調査について、「市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事業等、要介護者等の実態に関する調査の実施に努めるものとする。」とあります。

市では、「高齢者や家族が住み慣れた地域で安心してらせる地域づくり」というテーマを実現できるよう、住民のニーズを把握し、次期計画を策定するための基礎資料とすることを目的に調査を行う予定です。事前に送付させていただきましたアンケート調査は、国の指針に定められている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」と市独自の調査「特別養護老人ホーム入所待機者に関する調査」です。

大変申し訳ないのですが、今お手元に送付させていただいているアンケート調査は、例えば余白がちょっと多かったり、在宅介護実態調査ではフォントサイズが小さかったりなど、まだまだ作り込みが十分ではない箇所が見受けられます。本日につきましては、アンケートの調査内容につきまして御審議いただければと思っております。

これらのアンケート調査の目的になりますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、地域の抱える課題の特定に資することなどを目的として、体を動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康などに関する項目を市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方から2,500名を予定しております。在宅介護実態調査は、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等の介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けて在宅で生活をしている方から1,500名。特別養護老人ホームに入所待機者に関する調査は、市内の特別養護老人ホームへの入所待機者の方、約300名全員を予定しております。なお、これらのアンケートにつきましては、アンケート調査票が1人の方に重複しないような形で配慮して送付を予定しております。

なお、国の指針に定められた調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査につきましては、国から提示された必須項目とオプション調査項目、市独自の調査項目があります。市独自の調査項目につきましては各担当から説明させていただきます。

○松本係長 3つの提案させていただくアンケート調査のうち在宅介護実態調査について、相談係の松本から説明いたします。

「在宅介護実態調査 調査票」と本日の追加資料の「在宅介護実態調査（調査票追加分）」を御覧ください。

まず、在宅介護実態調査は、調査票がA票、B票、C票という構成になっております。このうちA票とB票は国が指定している設問で変更することができないものです。C票については市独自の設問となっており、本日はC票の変更点について説明いたします。

追加した設問は4点です。1つはアンケートの9ページの中段、問5です。「主な介護者の状況についてあてはまるものについて」という設問です。主な介護者の状況等の設問は4ページのB票にもありますが、家族介護者の状況についてより深く把握するために追加したものです。B票の設問にある仕事との両立だけではなくて、子育てとの両立、いわゆるダブルケアの状態、あるいはヤングケア、経済的負担などの状況を把握する目的で追加しております。

2つ目です。2つ目はアンケート9ページの一番下の段の設問です。問11と書いてあるものです。「あなたは、今現在、どの程度幸せですか」。1点から10点でお答えくださいというもので、主観的な幸福度を数値化するための指標です。これは元気な高齢者を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にもともと入っている設問なのですが、要介護認定を受けている高齢者を対象とした在宅介護実態調査にも同じ設問を入れたいということで追加したものです。理由は、計画の基本理念でもある介護が必要になっても安心して暮らしていける地域社会を目指すための指標の1つとして、要介護度と幸福度の相関を把握したいという考えから追加したものです。

3つ目です。3つ目は追加資料C票の上段です。問7、新型コロナウイルス感染症による生活の変化についての設問です。これは新型コロナウイルス感染症による外出の機会、介護サービス利用、体調の変化についての実態を把握するためのものです。

最後に4点目です。アンケート7ページの一番上、問1のQ4の設問です。本日も配りしてする追加分の問4の下段を見比べながら御確認ください。「あなたが人生の最期を過ごす場所としてどこを希望されますか」という設問で、もし死を迎える状況になったら、

どこでどのような最期を迎えたいのかということをお聞きするものです。これは在宅医療・介護連携の仕組みを検討する上で市民の意向を確認したいという意図で、少し掘り下げた設問を追加したものです。この設問に対しては、事前に寺岡会長から御意見を頂いております。頂いた意見の中から、最期を過ごす場所と治療を受けたい場所が混在していることや今までかかっていた医療機関、専門的医療機関などの分類を追加したことで、設問の選択肢に当てはめづらく回答者に意図が伝わらない部分があり、寺岡会長からそれに代わる非常に分かりやすい設問案の提案がありました。寺岡会長ともその後もやり取りをさせていただいた結果、事務局としては次の内容で提案をさせていただきたいと思っております。それが「調査票（追加分）」と書かれた本日お配りしている資料の下の段のものです。

まず問いの内容を「あなたが人生の最期を過ごす場所として考えに近いものをお選びください（1つ選択）」というふうに変更しております。そして設問の内容も、こちらに載っているとおり、1から7の設問で「自宅で療養を続けて最期も自宅で迎えたい」などの7つの設問としました。最後に1から7の設問で選択肢は網羅されていることから、「その他」の選択肢は削除しております。以上です。

○千歳係長 続きまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の内容について説明させていただきます。

資料7を御覧ください。

先ほどお話がありましたとおり、調査票は国の指針により項目が定められておまして、この中で問8までは国の調査項目となっております。この中で白抜きと黒で塗ってあるものがあるかと思うのですが、その中で白抜きについては必須項目、少し黒で塗ってある部分についてはオプション項目となっております。オプション項目について主に説明させていただきます。オプション項目については、第8期の調査で実施した項目については比較検討するため追加しております。また、第9期では介護予防・健康づくり施策に反映させるため、新たに設問のオプション項目を追加しております。

○寺岡会長 恐れ入ります。途中ですみません。今御説明している資料がどれか……。

○千歳係長 資料7になります。

○寺岡会長 それは今日の追加資料ですか。

○千歳係長 今日ではなくて事前配付資料の資料7となっております。

○寺岡会長 失礼しました。続けていただければと思います。

○千歳係長 そうでしたら、もう一度御説明させていただきます。

事前配付資料の資料7を御覧ください。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてです。調査票につきましては、先ほど説明がありましたとおり、国の方針により指針が定められておりまして、問8までは国の調査項目となっております。

中身を御覧ください。その中で白い部分とちょっと黒い部分があるかと思うのですが、白い部分については必須項目なので変更はできません。黒く塗ってある部分についてはオプション項目となっております。オプション項目につきましては、第8期の調査で実施した項目については比較検討のため項目を追加しております。また、第9期では介護予防・健康づくり施策に反映するため、新たに介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・ケアマネジメントにて使用している基本チェックリストの項目及び高齢者保健事業と介護予防の一体的事業で使用している後期高齢者の質問票の2つの項目を追加しております。

次に資料7の14ページを御覧ください。問9からは市独自項目となっております。問9から問14については第8期にも実施した独自項目となっておりますので、比較検討のため追加しております。問15、16、17については今回新たに追加した項目となっております。問17については本日配付した追加資料に掲載しておりますので、併せて御覧ください。問15につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業で使用している後期高齢者の質問票の項目がちょっと不足しておりましたので追加しております。問16については、我孫子市高齢者の通信機器の使用状況を把握するため項目を追加しております。問17については、新型コロナウイルス感染症による生活の変化について把握するため項目を追加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。何か御質問、御意見ございますでしょうか。

すみません。ちょっと私から追加があるのですが、在宅介護実態調査のC票のQ4で、松本さんとちょっとやり取りをさせていただいたのですが、実はその後でまたちょっと思いついたので、ここで御議論いただければと思うのですが、どこで最期を過ごしたいかという、自宅、施設、医療機関になっているのですが、医療機関というのも病院にしたらどうか。ここだけやけに専門用語を使っているのも、一般の方が答える場合には病院にってしまったほうが分かりやすいのかなと後で思いました。それが1点です。

もう一つは、「その他」を省いておられるのですが、実はこれは網羅していない

のですよね。例えば「施設で療養して最期は自宅」というのはないのですよ。これは現実的ではないということで省くという考えもあるのですが、一応選択肢は全部網羅しておいたほうがいいので、できていなかったら「その他」は入れておいたほうが、あるかないかは分からないけれども、抜けていると言われると困るので、「その他」も入れておいたほうがいいんじゃないかなというのが意見です。皆様の御意見もお聞きしながらブラッシュアップしていければと思っております。いかがでしょうか。

○渡邊委員 会長からもお話がありましたけれども、施設で療養を続けて最期に自宅というのは、私は過去に経験をしておりますので。実際に項目を書かなくても、おっしゃったように「その他」という形というのはあってもよろしいのかなと思います。

○寺岡会長 貴重な御意見をありがとうございます。つつい経験していないと飛ばしがちなのですが、おっしゃるように、確かに施設には入っているけれども、最後はとにかく自宅に帰りたいということもあり得るかなと思うのですよね。ですから「その他」は入れておいたほうがよろしいのではないかと思います。

この件に関してでも結構ですし、その他の項目に関してでも何か御意見、御質問がございますでしょうか。

これはまた検討していただくということで、ここでの意見としては「医療機関」を「病院」に、それから「その他」を追加するという御検討いただければと思います。

その他の項目で何かございますでしょうか。

ちょっと私のほうから。これは言ってもしょうがないかもしれないのですが、国からの分は変えられないのは分かるのですけれども、A票の2ページ目、「どんなサービスを利用していますか」、その頻度を聞いている表がありますけれども、例えば居宅療養管理指導、小規模多機能とか非常に専門的な言葉が羅列されていて、一般の方が、自分が利用しているものが居宅療養管理指導なのかというのが分かるのかなという疑問がありました。おっしゃるように、これは変えられない質問ということなので致し方ないとは思いますが、ちょっとそういう疑問を持ちました。

それから3ページ目です。「ここから再び、全員の方にお伺いします」というのがあって、この★は何ですか。これはオプションですか。——はい。

「現在、利用している介護保険サービス以外の支援・サービスについて、ご回答ください」という問いなのですが、この項目で介護保険サービスの訪問介護の生活支援の項目が散見されますよね。例えば調理とか掃除・洗濯、移送サービスとか。この辺は重なります

よね。例えば自分が調理をお願いしていると、そのサービスが介護保険を使ったサービスなのか、あるいはそれ以外なのかというのは、区別がつく方が多いとは思うのですけれども、つかない方もいらっしゃるのではないかなと思うのですよね。「以外ですか」と言われても、「どちらですか」という方もいらっしゃるのではないかとあって、どうなのでしょうか。

○中光課長 高齢者支援課の中光です。寺岡会長のおっしゃるとおり、介護1、2ですとか在宅で受けている方は、調理とか掃除、それから買い物を介護保険のサービスで使われている方がいらっしゃるのです、もしかしたらそうでないサービスを介護保険と勘違いしたり、介護保険のものを通常のサービスと勘違いして記入される方は出てきてしまうかと思えます。そのあたりは拾い切れないところもあるかもしれないのですけれども、この在宅介護実態調査は、何件かは介護認定調査員が認定調査をするときに対面で調査をするものも今回は若干入れようかと思っています。そういったものではきちんと調査員がそのあたりを聞き取って記入をしていこうと思っていますので、調査員が聞き取った部分と郵送で回答を得た分については、その精度がちょっと違ってくることは、こちらもちょうと認識しながらデータを取り入れて計画に反映していきたいと思えます。

○寺岡会長 その比率はどれぐらいになりますかね、認定委員がやるのと郵送で。

○加藤主幹 実態調査については全体で1,500を予定しています。そのうち介護認定調査員による聞き取り調査については300件程度、残り1,200件については郵送ということを考えています。本来であれば1,500件全てを聞き取り調査にできれば理想形ではあるのですけれども、1,500件を短期間で聞き取り調査を行うのは、通常の認定調査の業務のほかにこの聞き取り調査という形になりますので、時間とかその辺の都合を考えると、300件程度が2か月ぐらいで行うには限度なのかなというふうに考えています。

○寺岡会長 ありがとうございます。そうしますと1,200が郵送になるということは、輸送のほうで曖昧な回答が多くなる可能性は高いということになりますよね。逆ならいいのですけれども、ほとんどはどちらか区別がつかないままに回答している可能性が高いという前提で分析する意味があるのかなというのは、ちょっと疑問に感じるのですね。ほとんどは聞き取りをやるけれども、一部郵送も混じるぐらいなら何とか許容範囲に入ると思うのですけれども、1,500のうちの1,200が郵送ということになるといかなのでしょうか。

○加藤主幹 今回、委員の意見も踏まえて、この項目をオプションとして調査項目に加えるかどうかについて、いま一度事務局で今後検討していきたいと思います。

問9は、先ほど寺岡会長から御意見があった専門用語が並んでいて理解ができるのかどうかというのは、まさしくそのとおりなのかなと。ここについては国の必須項目になっています。先ほどから御説明しているように、国の必須項目については、全ての市町村が調査を実施して、最終的には入力をして集計をする際に地域性とかそういったものも踏まえて検討をしたいということで、今までは必須項目でありながら我孫子市では調査項目に入れてこなかったのですが、今回は国の必須項目については必ず調査をしていただきたいという御指示をいただいていますので、あえて入れさせていただいているのですけれども、用語的に難しいところには例えば注釈をつけるとか、そういったことはできるかと思うのですけれども、必須項目について設問の内容とか選択肢については他市町村と比較することができなくなってしまうので変えないでくれというお話をいただいていますので、入れるのであればこのまま入れるか、もしくは入れた上で例えば注釈をつけるとか、そういったことは可能なのかなと思いますが、判断としてはちょっと難しいところではあります。

○寺岡会長 ありがとうございます。国からのものは一切変えられないですよね。変えてしまうと全国比較ができなくなります。考えてみれば、注釈も入れないほうがいいのかも思えないですね。ほかは入れてないわけですから、他府県は。我孫子だけが入れたとなると、またそこで問題が生じるかもしれないので、国の言うとおりに。それも考えた上での案でしょうから、それは致し方ないのかなと思っております。それこそ、こういうところは知りたいところですので聞き取り調査にするとか。国からの予算もつけて、ここは聞き取りでやってくださいというなら分かりますけれども、その辺は今おっしゃったとおりなので、このままでよろしいのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

○小野委員 事務局の方にちょっと確認させていただきたいのですけれども、資料7の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というものなのですから、対象の方をもう一度教えていただきたいのですが。

○茅野係長 第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画策定業務にかかるアンケート調査報告書がお手元にあるかと思うのですけれども、そちらの3ページ目を御覧ください。

「第1章 調査の概要」ということで書かれておりまして、これは前回の内容ですけれ

ども、在宅介護実態調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、内容は同じ調査ということになります。調査対象者ですけれども、在宅介護実態調査につきましては、市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていて在宅で生活している方から無作為に抽出した1,500人。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方から無作為に抽出した2,500人。以上になります。

○小野委員 ありがとうございます。要介護認定を受けていないということは、要支援の方は対象になるということなののでしょうか。

○茅野係長 ニーズ調査についてはそうなります。

○小野委員 分かりました。ありがとうございました。

○寺岡会長 御質問ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

○加藤主幹 今回、ニーズ調査と実態調査のほかに特別養護老人ホーム入所待機者に関する調査の調査票を御提示しているのですけれども、今日、特養の委員さんもいらっしゃいますので、こういったことも調査内容に含めてもらいたいとか、何かあれば御意見を頂けたらと思うのですが。

○渡邊委員 調査の目的が分からないので、何がというのがちょっと言いづらいところがあるのですけれども、1点気になったところが、問1の「ご本人（入所予定者）は、現在どちらで生活していますか」というところなのですが、療養型の医療施設を入れなくていいのですかね。介護医療院というのは入っていると思うのですけれども、療養型のほうがないので、それは「その他」ということですかね。

○中光課長 介護医療院に全ての療養施設が移行しているわけではないので、この時点では、おっしゃるようにその項目も入れておいたほうが選択される方は分かりやすいと思いますので、追加しておきたいと思います。ありがとうございます。

○寺岡会長 貴重な御意見をありがとうございます。

この調査に関して、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

今おっしゃるように、いろいろ住まいの区別が複雑で、介護療養病床も2024年までは存続するということですので、この段階では入っていたほうがいいかなと思います。

ほかにございますでしょうか。

後から何か思いつくことがあった場合は、この会議の後でもよろしいのでしょうか。期

限とか、いつまでにとというのがございましたら……。

○加藤主幹 できれば2週間以内ぐらいに事務局にメールなりお電話なりを頂ければありがたいのですけれども。

○寺岡会長 分かりました。今日から2週間以内でしたら受け付けていただけるということですので、今日の会議も踏まえて、疑問、意見等がございましたら事務局にいただければと思います。

この会議では以上をもちまして議題は全て終了したということで終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

今日は傍聴の方がいらっしゃいますので、発言はお一人3分以内になっていますので、よろしく願いいたします。

○傍聴者 小川と申します。

2点申し述べたいと思うのですが、皆さん方の中で御老人でない方もいらっしゃるかもしれませんが、介護保険調整委員会というのがこの計画の中の106ページにあります。私の理解では苦情委員会なのですけれども、介護保険がスタートした翌年から我孫子市に設けられているものなのですが、これについて知っている人が市民の間にいないと思います。私も2～3聞いてみたのですが、ほとんど御存じありません。要介護認定及び介護サービスについて不服があるときには苦情を申し立てることができるというふうになっているわけです。これは市民にとって非常に大きな権利なわけです。これについてほとんど説明が、ホームページには確かに掲載はありますが、例えば市役所がおつくりになっている介護保険の中にも、苦情があったら申し立てることができますよという記載もないですし、介護認定を申請したら、要介護者に「認定されました」という通知が多分行くのだと思いますが、その手続は私はよく分かりませんが、「こういう委員会があります」ということは記載されていないように私は感じておりますので、この点はちゃんと、市民の権利として苦情の委員会というのは重要な委員会なので、周知をしてほしいと思います。これが1点、要望です。

もう一つの要望は、先ほど市長さんからちょっとお話がありました介護人材のことなのですが、御存じのように、日本の命と健康にまつわる人材というのは、揺り籠から墓場まで、量的な不足だけでなく、ディーセント・ワークという観点からも非常にお粗末な状況だというのは皆さん御存じのとおりです。私も数か所、特に訪問事業者の方々にヒアリングに伺いましたが、訪問介護員の不足で非常に困っているという話は率直に聞くこと

ができました。我孫子市がマンパワーの問題について実態調査をどの程度おやりになっているか私は知りませんが、実態をできるだけ正確につかんでいただいて、この場でどうするのかという、市独自でどの程度の確保の政策を展開できるかどうか難しいところもありますし、第一義的には国が計画を立てて、介護事業者の方々にはできるだけ定着をしてもらうように努力をしていただくしかないと思うのですけれども、市全体として何かできないかということ。第8期の事業計画の中にも言及はありますが、ちょっと薄っぺらいと思うのですね、介護マンパワーについての記述が。そのところを今度の第9期中ではちゃんと介護人材の確保並びにディーセント・ワークの確保という点を強調していただくように要望いたします。以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。

事務局からコメントを求めますか。

○加藤主幹 傍聴人の意見については、御意見として承ります。

○寺岡会長 御意見として承ったということにさせていただきます。

以上をもちまして全て終わりましたので、進行は事務局にお願いいたします。

○加藤主幹 ありがとうございます。

8 その他

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業所の指定等について

○加藤主幹 その他ということで、机上に「介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定」ということで、今回1か所、グループホームじょんがらが指定更新されました。こちらは御報告という形でさせていただけたらと思います。特に承認等は必要ございませんので、御報告ということになります。

次回の市民会議ですが、先ほど茅野からもお話したとおり、来年、令和5年1月26日を予定しております。改めて委員の皆様には通知を差し上げますので、御予定をよろしくお願いいたします。

○加藤主幹 本日は長時間にわたる御審議ありがとうございました。これで第1回我孫子市介護保険市民会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時35分 閉会